

写

基 発 第 8 1 0 号
昭和 5 1 年 1 1 月 8 日

各都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

電離放射線に係る疾病の業務上外の 認定基準について

標記疾病の認定については、今後、下記によることとし、これに関する従来の通達（昭和38年3月12日付け基発第239号（昭和39年9月8日付け基発第1049号により一部改正））は廃止することとしたので、了知されるとともに事務処理に遺憾のないようにされたい。

なお、この取扱いの改正は、「電離放射線障害の業務上外の認定基準の検討に関する専門家会議」において先般取りまとめられた結論に基づいて行ったものである。

また、この通達の解説部分は、電離放射線障害の類型、電離放射線障害の認定基準及び被ばく線量の評価について解説したものであり、通達本文と一体のものとして取り扱われるべきものである。

記

第1 電離放射線障害の類型について

電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第2条第1項に規定する電離放射線（以下「電離放射線」という。）に被ばくする業務に従事し、又は従事していた労働者に電離放射線に起因して発生すると考えられる疾病は、次のとおりである。

1 急性放射線障害

比較的短い期間に大量の電離放射線に被ばくしたことにより生じた障害をいい、これに該当するものは、次のとおりである。

- (1) 急性放射線症（急性放射線死を含む。）
- (2) 急性放射線皮膚障害
- (3) その他の急性局所放射線障害（上記(1)及び(2)に該当するものを除く。）

2 慢性的被ばくによる電離放射線障害

長期間にわたり連続的又は断続的に電離放射線に被ばくしたことにより生じた障害をいい、これに該当するものは、次のとおりである。

- (1) 慢性放射線皮膚障害
- (2) 放射線造血器障害（白血病及び再生不良性貧血を除く。）

3 電離放射線による悪性新生物

電離放射線に被ばくした後、比較的長い潜伏期間を経て現われる悪性新生物をいい、これに該当するものは、次のとおりである。

- (1) 白血病
- (2) 電離放射線の外部被ばくによって生じた次に掲げる原発性の悪性新生物
 - イ 皮膚がん
 - ロ 甲状腺がん
 - ハ 骨の悪性新生物
- (3) 電離放射線の内部被ばくによって生じた次に掲げる特定臓器の悪性新生物
 - イ 肺がん
 - ロ 骨の悪性新生物
 - ハ 肝及び胆道系の悪性新生物
 - ニ 甲状腺がん

4 電離放射線による退行性疾患等

上記1から3までに掲げる疾病以外の疾病で、相当量の電離放射線に被ばくしたことによって起こり得るものは、次のとおりである。

- (1) 白内障
- (2) 再生不良性貧血

- (3) ^{えそ}骨壊疽、^{そしよう}骨粗鬆症
- (4) その他身体局所に生じた線維症等

第2 電離放射線に係る疾病の認定について

電離放射線に被ばくする業務に従事し、又は従事していた労働者に上記第1の「電離放射線障害の類型」のうち、急性放射線症、急性放射線皮膚障害、慢性放射線皮膚障害、放射線造血器障害（白血病及び再生不良性貧血を除く。）、白血病又は白内障が発生した場合で、これらの疾病ごとに以下に掲げる要件に該当し、医学上療養が必要であると認められるときは、白血病以外の疾病については、労働基準法施行規則別表第1の2第2号5、白血病については同別表第7号10に該当する業務上の疾病として取り扱う。

なお、以下に認定基準を定めていない電離放射線障害、認定基準を定めている疾病のうち白血病及び認定基準により判断し難い電離放射線障害に係る事案の業務上外の認定については、別添「電離放射線に係る疾病の業務起因性判断のための調査実施要領」(略)により調査して得た関係資料を添えて本省にりん伺されたい。

1 急性放射線症

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 比較的短い期間に相当量の電離放射線を全身又は身体の広範囲に被ばくした事実があること。
- (2) 被ばく後数週間以内に発生した疾病であること。
- (3) 次のイからニまでに掲げる症状のうちいずれかの症状が認められる疾病であること。

イ はき気、嘔吐等の症状

ロ 不安感、無力感、易疲労感等の精神症状

ハ 白血球減少等の血液変化

ニ 出血、発熱、下痢等の症状

2 急性放射線皮膚障害

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。ただし、①労働者が大量の電離放射線に被ばくしたことにより発生した疾病で、被ばく後おおむね1日以内の間に

発症する一過性の初期紅斑を伴うもの、②大量の電離放射線に被ばくしたことにより発生した疾病で、水泡、び爛のような強度火傷と同様の症状が認められるもの及び③比較的短い期間に相当量の電離放射線に被ばくすることにより発生した急性放射線皮膚障害が治ゆしないうちに引き続いて生じた難治性の慢性皮膚潰瘍又は治ゆした後に再発した難治性の慢性皮膚潰瘍が認められる疾病については、下記(1)から(3)までに掲げる要件にかかわらず業務との関連があるものとして取り扱う。

- (1) 比較的短い期間に相当量の電離放射線を皮膚に被ばくした事実があること。
- (2) 被ばく後おおむね数時間又はこれを超える期間を経た後に発生した疾病であること。
- (3) 充血、紅斑、腫脹、脱毛等の症状が認められる疾病であること。

3 慢性放射線皮膚障害

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 相当量の電離放射線を皮膚に慢性的に被ばくした事実があること。
- (2) 被ばく開始後おおむね数年又はこれを超える期間を経た後に発生した疾病であること。
- (3) 乾性落屑等の症状を経過した後に生じた慢性潰瘍又は機能障害を伴う萎縮性瘢痕が認められる疾病であること。

4 放射線造血器障害

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 相当量の電離放射線に慢性的に被ばくした事実があること。
- (2) 被ばく開始後おおむね数週間又はこれを超える期間を経た後に発生した疾病であること。
- (3) 白血球減少等の血液変化が認められる疾病であること。

5 白血病

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- (1) 相当量の電離放射線に被ばくした事実があること。
- (2) 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。

(3) 骨髄性白血病又はリンパ性白血病であること。

6 白内障

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(1) 相当量の電離放射線を眼に被ばくした事実があること。

(2) 被ばく開始後少なくとも1年を超える期間を経た後に発生した疾病であること。

(3) 水晶体混濁による視力障害を伴う白内障であること。

(解 説)

第1 電離放射線障害の類型について

1 疾病分類の趣旨

本文記の第1は、電離放射線障害の業務起因性の判断上の便宜を考慮して分類したものである。

なお、電離放射線被ばくには、外部被ばくと内部被ばく（吸入、経口摂取又は無傷な若しくは傷のある皮膚を通じて体内に入った放射性物質により受ける被ばくをいう。）があり、被ばくの態様により障害の発生のし方が異なる場合があるので分類の際は特にこれを考慮した。

2 疾病の説明

(1) 本文記の第1の1の(3)の「その他の急性局所放射線障害」には、エックス線回折ビーム等による眼結膜炎、部分的な大量の電離放射線被ばく又は放射性物質の摂取により生じた臓器・組織の急性疾患（例えば、放射線腎炎、放射線肝炎、放射線肺炎）等がある。なお、ここにいう「局所」とは、白血球減少のような全身症状を伴わないことをいう。

(2) 本文記の第1の4の(4)の「その他身体局所に生じた線維症等」には、電離放射線被ばくにより生じた肺の線維症があるほか慢性化した放射線皮膚障害の場合には皮膚の線維化がみられることがある。

なお、ここにいう「身体局所」とは臓器・組織をいう。

第2 電離放射線に係る疾病の認定について

電離放射線障害は、その現われる症状や性質は極めて複雑多岐であり、かつ、特異性がなく、個々の例においては他の原因により生ずる疾病との識別が困難なものが多い。

したがって、電離放射線障害に関する業務起因性の判断に当たっては、その医学的診断、症状のみならず、被災労働者の職歴（特に業務の種類、内容及び期間）、疾病の発生原因となるべき身体への電離放射線被ばくの有無及びその量等について別添「電離放射線障害に係る疾病の業務起因性判断のための調査実施要領」（略）により調査し、検討する必要がある。

1 急性放射線症について

(1) 本文記の第2の1の(1)の「比較的短い期間」とは数日以内をいい、「相当量」とはおおむね25レム（rem）又はこれを超える線量をいう。

(2) 本文記の第2の1の(2)は、急性放射線症は一般に被ばく後数時間以内に発生することが多く、数週間以上経過した後には起こり難いとの医学的知見に基づいて定めたものである。

(3) 線量と症状発現の関係については、一般に次のようにいわれている。

イ おおむね25レムに満たない場合 一時的に血液変化を認める場合もあるが急性放射線症の症状は呈さない。

ロ おおむね25レムから50レムである場合 血液変化を認める場合が多いが明らかな急性放射線症の全身症状は来さない。

ハ おおむね50レムを超える場合 線量の増加に伴って急性放射線症の症状が現われる。

2 急性放射線皮膚障害について

(1) 本文記の第2の2のただし書及び第2の2の(1)の「比較的短い期間」とは十数時間以内をいい、「相当量」とは次の線量をいう。

イ 1回の被ばくによる場合 おおむね500レム又はこれを超える線量

ロ 間歇的被ばく又は放射性物質の付着による場合 おおむね1000レム又はこれを超える線量

(2) 本文記の第2の2の(2)については、急性放射線皮膚障害は2週間程度の期